

令和 8 年度さいたま市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度さいたま市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 8 年度さいたま市病院事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
市立病院中期経営計画策定等支援業務	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	49,500

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人